

北海道稚内市及び天塩郡豊富町における稚内漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年2月19日

協定認定日 令和6年3月11日

協定変更認定日 令和7年3月24日

(目的)

第1条 本協定は、稚内漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 さけ 北海道資源管理方針別紙3-1に定めるさけ(しろさけ)北海道海域をいう。
- 二 こんぶ 北海道資源管理方針別紙3-61に定めるりしりこんぶ北海道周辺海域をいう。
- 三 くろまぐろ 資源管理方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下同じ。)別紙2-1に定めるくろまぐろ(小型魚)及び同方針別紙2-2に定めるくろまぐろ(大型魚)をいう。
- 四 たこ 北海道資源管理方針別紙3-18に定めるみずだこ北海道海域をいう。
- 五 なまこ 北海道資源管理方針別紙3-50に定めるなまこ類北海道周辺海域をいう。
- 六 さけ定置網漁業 知事が免許する漁業で漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第60条第3項に規定する定置漁業をいう。
- 七 こんぶ漁業 法第60条第5項第1号に掲げる第一種共同漁業(こんぶ漁業に限る。)に掲げる漁業をいう。
- 八 たこ漁業 法第60条第5項第1号に掲げる第一種共同漁業(たこ漁業に限る。)及び北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項(1)に掲げる漁業をいう。
- 九 なまこけた網漁業 法第60条第5項第1号に掲げる第一種(なまこけた網漁業に限る。)及び北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項(17)に掲げる漁業(なまこけた網漁業に限る。)をいう。
- 十 操業 一から五に定める水産資源の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第3条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	稚内地区地先海面及び豊富地区地先海面	さけ、くろまぐろ	さけ定置網漁業
(2)	稚内地区地先海面	こんぶ	こんぶ漁業
(3)	稚内地区地先海面及び豊富地区地先海面	たこ	たこ漁業
(4)	稚内地区地先海面	なまこ	なまこけた網漁業

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

- さけ 北海道資源管理方針別紙3-1に定める資源管理の方向性
- こんぶ 北海道資源管理方針別紙3-61に定める資源管理の方向性
- くろまぐろ 資源管理基本方針別紙2-1及び2-2に定める目標
- たこ 北海道資源管理方針別紙3-15に定める資源管理の方向性
- なまこ 北海道資源管理方針別紙3-50に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

漁業の種類	取組内容
さけ定置網漁業	(さけ) ・道が定めるふ化放流計画の放流数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。 ・必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込まれる場合には、宗谷管内さけ・ます増殖事業協会で別途定める親魚確保のための必要な措置を行う。 (くろまぐろ) ・北海道くろまぐろ(小型魚)漁業及び北海道くろまぐろ(大型魚)漁業の資源管理協定を遵守する。 ・資源管理基本方針及び北海道の資源管理方針に定められたくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施するものとする。(強度な資源管理)
こんぶ漁業	・操業期間の10%以上を休漁する。 ・1年目こんぶの採捕禁止。
なまこけた漁業	・操業期間の10%以上を休漁する。 ・稚内漁業協同組合の理事会で別途定める許容漁獲量を遵守する。(漁獲量規制) ・110g未満の個体の採捕を禁止する。(漁獲物規制)
たこ漁業	・操業期間の10%以上を休漁する。 ・2.5kg未満の個体の採捕を禁止する。(漁獲物規制)

(取組の履行確認に関する事項)

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、北海道資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとし、次表に記載の無い取組については、当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

漁業の種類	履行確認における証拠書類等
さけ定置網漁業	(さけ) ・再生産親魚の河川遡上数の確保 宗谷管内さけ・ます増殖事業協会全体でふ化放流計画に定める捕獲数の証明書。 ・宗谷管内さけ・ます増殖事業協会で別途定める親魚確保のための必要な措置 協定代表者による証明書、漁協伝票等。 (くろまぐろ) ・漁獲実績がある場合 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表。 ・漁獲実績がない場合(放流実績がある場合) 実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真。
こんぶ漁業	・休漁 報告書。
たこ漁業	・休漁 漁協伝票。
なまこけた網漁業	・休漁 漁協伝票。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第7条 全ての参加者は、漁業法(昭和24年漁業法律第267号。以下「法」という。)第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を北海道知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道及び北海道資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第8条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第10条 全参加者の代理権を有する者(以下「協定代表者」という。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間(令和6年2月19日から令和11年2月18日まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第12条 法第126条第1項の規定に基づき北海道知事にあつせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

(協定代表者の機能)

第13条 協定代表者は下記に掲げる事項について全ての参加者の代理権をもって行うものとする。

- 一 第9条第4項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認。
- 二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止。
- 三 本協定の廃止。
- 四 北海道知事に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求め。
- 五 その他必要と認められる事項。

(事務局の設置)

第14条 本協定の内容を円滑に履行するため、稚内漁業協同組合に事務局を設置し、次の各号に掲げる事務を行うこととする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務。
- 二 法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号)の規定に基づく報告、申請及び届出(本協定の手続を経たものに限る。)に関する事務。
- 三 その他協定の内容を円滑に履行するために必要な事務。

(その他)

第 15 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 6 年 2 月 19 日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙名簿のとおり